

■受験の資格

《責任技術者》満20歳以上で次のどちらかにあてはまる人。

△水道技術に関する課程を有する旧制実業学校もしくは新制高等学校またはこれと同等以上の学校を終了した2年以上水道工事に経験ある者。

△水道事業を経営する公共団体およびこれに準ずるものにおいて3年以上給水装置の工事に経験のある者。

△公共団体以外において7年以上給水装置の工事に経験のある者。

《技能者》満18歳以上で次のどちらかにあてはまる人。

△給水装置工事に引き続き1年以上従事した経験のある者。または、これと同等以上の技術をもっていると認められる者。

■試験の方法(科目)

《責任技術者》学科試験(法規・設計製図・一般工事知識・水理学)

《技能者》学科試験および実技試験(給水装置工事の実施に必要な知識および基礎的現場作業技能)

■試験の日程と場所

学科試験=1月23日午前9時から県庁の正序ホールで

実技試験=技能者のみ=1月24日午前9時から南国市役所の庁舎北側駐車場で

■応募の手続き

受付期間=1月8日から12日まで。
申し込み先=大塚甲2,301 南国市
水道局 電話3-2111

受験の手数料=受験願書の提出とともに払込みのこと(願書は水道局にあります。)

責任技術者・2,000円 技能者2,000円 なお、技能者受験者は材料費の実費がいります。

受験票=受験願書受付のとき受験票をわたりますので、それに本人の写真をはって試験日に持ってくること。

■その他

受験される人は、講習会がありますので、希望者は水道局に申し込んでください。講習の手数料は1人1,000円です。1月14日午前9時から、高知市の保健衛生総合庁舎、5階会議室で。

水道の給水工事

責任技術者・技能者の資格試験

給水工事の責任技術者と技能者の資格試験を次のとおり行ないます。
希望者は応募してください。
〔水道局〕
南国警察署

そのため政治上、または経済上、当面きわめてさしきりのある諸点を改める方針の一つとして解放令に踏みきったといつてよいでしょう。その直接の動機の第一は外國に対する対面からです。開港場である神戸などに部落のような非人道的な制度を残しておくことは、外國に対し恥になるという考え方でした。(明治五年人身売買、禁止令を出し娼妓、芸妓などの人身売買を禁じたのも同じ動機) 第一には財政上の必要からでした。

先にのべた里数改正をして交通路を整備し産業を盛んにする必要

からと、部落に残っている免租地に地租税(明治新政府にとって最大の国家財源)をかけるためと、近代産業をおこすため部落の人を平民にあげてその職業を自由にし、その労働力を活用することも意図されていたとみられます。

このようにしてが政府のつごうで行なわれたのです。その証拠に解説令が出された翌年(明治五年)につくられた戸籍(戸申「じんしん」戸籍)には、もとの身分が「目でわかるよう書かれたが部落の人たちにはつけられていたことからわかる」と思いました。

そのため政治上、または経済上、

からと、部落に残っている免租地に地租税(明治新政府にとって最大の国家財源)をかけるためと、近代産業をおこすため部落の人を

平民にあげてその職業を自由にし、その労働力を活用することも意図

されていたとみられます。

このようにすべてが政府のつ

うで行なわれたのです。

このようにすべてが政府のつ

うで行なわれたのです。